

全史料協近畿部会第 176 回例会報告

2025 年（令和 7）7 月 25 日（金）

会場：立命館大学朱雀キャンパス

テーマ：「最大限の利用可能性」に至る複数の道

—アーキビストは模索する—

全史料協近畿部会第 176 回例会は、令和 7 年 7 月 25 日（金）、立命館大学朱雀キャンパス中川会館 209 教室で開催された。参加者は 26 名であった。

アーカイブズ（機関）の使命は、所蔵する記録群の保存と利用者への閲覧提供である。記録とは人間や組織の活動の過程で作られるか受け取られた後に保管される情報であるから、その過程との密接な連関性をもつ。この性質があるからこそ、記録には現在および将来において当該活動を明らかにする力がある。しかし、同時に、このような性質を持つが故に、時には人権の観点から明らかにすべきでない情報が含まれることも避けられない。アーカイブズ（機関）は、その点に配慮した「最大限の利用可能性」に至る道を用意し、自らの使命を果たす必要がある。

このような問題意識から、本例会では、記録の閲覧提供を複雑にする要因の中でも、プライバシー権と著作権人格権を取り上げ、公開と非公開の問題について議論した。各報告のテーマは次のとおりである。

報告 1 堀内暢行「『個人のライフステージ』論の有効性の検証」

報告 2 阿久津美紀「要配慮個人情報を含む記録の閲覧：海外でのアーカイブズにおける閲覧経験とアクセス方針の再考」

報告 3 橋本陽「著作権法変えてくれ：公表権から見た個人記録の公開問題」

報告 1 では、堀内が、国立公文書館が作成した公開のための「一定の期間（目安）」一覧の基礎となっている個人のライフステージ論を検討しながら、プライバシーに関する情報を大量に含む薬害被害者団体の記録群を扱った。非公開とすることで、逆に公表を求める被害者の声を無視してしまうという側面

があることも踏まえつつ、ライフステージ論とは異なる公開基準を独自に作成する必要性を提起した。

報告2では、阿久津が、海外のアーカイブズ（機関）で所蔵される記録を実際に閲覧した経験に則し、日本では一般的ではない視点を提供した。イギリスではオンラインで公開されている少年犯罪の記録を取り上げ、そこに含まれる主体が100歳であれば死亡しているものとみなし、何も隠すことなく世界中に公表できているという実例が示された。また、アメリカでは、1960年代という新しい時代の養子縁組の記録について、撮影および一部の個人情報の書き取りの禁止に同意する手続きを経ることで、マスキングなどで秘匿されることなく記録が提供される仕組みが整備されていることが明らかにされた。

一方、報告3の橋本は、プライバシー権ではなく著作者人格権の中でも公表権がアーカイブズ（機関）における個人の記録群の閲覧提供を阻む要因となっていることを、勤務先の経験に触れながら報告した。公表権は、著作者の死後も尊重するよう著作権法に明記されているため、著作者が公表を前提としていない記録、特に日記と書簡を公開することが長期的に不可能となる。アーカイブズ（機関）にとっては、将来的には公表権に関する規定が変更されることが望ましいが、とりあえずは現状において講じることのできる対応策が提案された。

質疑応答では、公開については閲覧者の責任としアーカイブズ（機関）内での開示を行える可能性はないかなど、様々な点について議論が行われた。

例会参加記

海野 大地（京都府立京都学・歴彩館、当会事務局）

2025年7月25日、立命館大学朱雀キャンパスにおいて、近畿部会第176回例会「『最大限の利用可能性』に至る複数の道——アーキビストは模索する」が開催された。会場は満席となり、三名の報告者による充実した報告のあと、活発な議論が行われた。以下、本例会の内容を整理し、若干の感想を述べたい。

本例会の全体を貫くテーマは、公文書の閲覧をめぐる利用者側の責任を考えることにあつたといえる。これまで、もっぱら公文書を提供する側（公文書担当職員、アーキビスト）の責任について議論が積み重ねられてきたが、公文書閲覧をめぐるリスク負担を提供者と利用者の双方に配分する必要があるのではないか、という問題提起である。

堀内報告は、特定歴史公文書の扱いをめぐり、多くの公文書館（相当施設）が国立公文書館のガイドラインに倣って対応している現状が果たして適切であるのか、と問いかける。堀内氏は、現在薬害問題の専門文書館の設置に携わっており、その経験から、個人情報の公開期限を寿命と結びつけて定める「ライフステージ」論では対応できない被害者像があること、また、公開を望まない（であろう）被害者という従来の公文書公開のあり方では対応困難な対象を考慮しなければならないことを指摘した。そして「個人の尊厳を護る」ことの意味を再検討し、それぞれの記録保存機関が、館の性格や目的に沿った独自の公開審査基準を設けることが必要ではないか、と説いた。

堀内報告は、個人情報の画一的な取り扱いの妥当性を問うものであった。それは、閲覧公開をめぐる提供する側のリスクを、いかにして軽減するかという問題と地続きである。特別閲覧制度への対応など、セ

ンシティブな個人情報の公開を求められることもある、公文書館業務において、利用者側とのリスク配分の問題はあらためて考える必要があろう。

阿久津報告は、センシティブで例外的な保存公開が求められる、要配慮個人情報の取り扱いをめぐる日本、イギリス、アメリカの対応の差を示すことで、提供者と利用者とのリスク配分の問題を考えるものであった。イギリスでは、要配慮個人情報を含めたデータの保護を、アーカイブズの阻害ではなく支援として位置づけ、アーカイブズの重要性を法的に認めているという。また公開制限については、100年寿命のライフモデルを想定しており、日本に近いところがある。

これに対してアメリカでは、詳細な閲覧申請書を求めて利用者の申請ハードルを高く設定し、厳格な閲覧規定を設けることで、閲覧者側の責任を重くしている。該当箇所を隠す閲覧提供を基本とする日本でも、マスキングをかけずに閲覧提供する特別対応を認める場合がある。ただし、それはあくまで例外的な対応である。これに対してアメリカでは、利用者はマスキング等のない状態での閲覧が可能だが、複写複製は禁止で個人が特定できる情報についてメモを取ることが厳しく禁じられているという。このような、閲覧の自由度が高い代わりに、申請・閲覧コストが高い制度設計は、契約を破れば利用者が全ての責任を負う、アメリカの契約社会を前提としたものであろう。

また阿久津氏は、海外のように閲覧者のカテゴリーに応じて公開の是非を決める区別的な運用が、かえって平等な閲覧を担保するのではないかと問題提起した。そして、国民すべてが平等に閲覧できる状態を良しとする、日本の公文書公開のあり方に疑義を呈し、個人情報を画一的に「隠す」ことで満足せず、個人情報の保護と史料利用を両立する、資料公開のあり方を模索することを求めた。

橋本報告は、歴史文書を含む著作物の公開をめぐり、提供者が負わざるをえない法的リスクとして、公表権の問題を検討した。著作権法では、たとえ著作者の死後であっても、著作者が生存していると仮定して著作人格権の侵害にあたる場合には、著作物の公表を認められないとされる（第60条）。著作者の死後には、孫までの遺族に差止請求権などが与えられ、いわゆる「時の経過」が適用されることはない。この規定をそのまま適用すれば、明治以降のほとんどの資料（とりわけ私文書）が、公開や公表にともなう訴訟リスクを負わざるを得なくなる。

橋本氏は、勤務する京都大学文書館で、公表権の対応をめぐって試行錯誤しており、公開閲覧にともなう訴訟等のリスクをゼロにすることはできず、法改正を待つないし訴えるほかない、という結論に至ったという。著作者の死後は、生存している関係者のプライバシー権を考慮するのみで十分ではないかと制度改正の必要に言及しつつも、現行の法制度を蔑ろにできない以上、著作者と生前より公表を見据えた円滑な関係を築くことが、より一層必要となると述べた。

私文書とりわけ近代文書のなかの個人情報をどう扱うのか。公文書館（相当施設）では、公文書だけではなく、私文書を保存管理する場合も多い。私文書の閲覧提供は、公文書に比べて制度的な対応が難しく、全史料協をはじめ資料館ネットワークのなかで議論すべき課題であるように感じた。

また、公表権という文書閲覧をめぐる法的課題について、提供する側に相応の準備が必要であるという点は重要である。この点について、討論では、医療業界での倫理規定・委員会審査による文書公開のあり方が紹介された。医療業界では、利用者側に公開をめぐるリスクを全面的に負担させることが一般的であるという。公文書館の閲覧提供とは、制度的な背景が異なるとはいえ、利用者責任を含めて責任の所在を明確にすることが、公文書担当職員・アーキビストを守ることにつながるのは確かである。

他方で、公文書ならではの問題もある。公文書は、個別文書を綴った簿冊というかたちで保存管理公開

される。それゆえ利用者からすれば、その簿冊のなかに、どのような個別文書があるのかを把握できる状態が望ましい。しかし、個別文書ごとの細目（件名目録）は、必ずしも公開されておらず、個別文書ごとに対応できない（簿冊まるごとで一括対応せざるを得ない）自治体も少なくない。したがって自治体によっては、個人情報が見られる簿冊については、簿冊ごと非公開にせざるを得ない場合も出てくる。このような状況で、公文書公開を促すためには、利用者に一定の申請・閲覧コストを負わせるかたちをとるべきである。リスクを避けて公開を避けるのではなく、積極的な公開を可能とするために、公開に伴うリスクを利用者が負う閲覧体制の構築が必要となろう。

本例会の三報告は、特別閲覧制度の運用や、カテゴリーごとに差別化した閲覧提供の必要など、これからの個人情報保護をめぐる制度的対応のあり方を考えるうえで、大変示唆的であった。